

令和7年度 愛知県主任相談支援専門員研修

## 地域援助の具体的展開

一宮市障害者相談支援センター夢うさぎ 梅本早千穂

相談支援ON 武藤徹

## 演習のねらい

- ・ 関連講義を踏まえ、実際の地域課題の解決に向けて、主任相談支援専門員としてどのように関わるかを学ぶ。
- ・ 協議会の活用の視点を中心に、主任相談支援専門員の役割を自覚し、地域での実践につなげる。

グループで話し合う手順や時間の割り振りを意識しましょう

## 演習の獲得目標

- ・協議会を活用した地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術を習得する。
- ・主任相談支援専門員として、協議会運営に必要な視点や方法について習得する。
- ・主任相談支援専門員として、地域住民や関係機関との関係構築方法について習得する。

# これまでの研修とのつながり

- ◇ 3日目  
「グループスーパービジョン」
- ◇ 4日目  
「地域援助技術の考え方と展開方法」  
「チームアプローチの考え方と展開方法」

# 演習の流れ

時 間	内 容	担当
1月26日(月)		
15:00～15:20	導入講義・「展開Ⅰ」説明	梅本
15:20～17:10	演習：地域援助の具体的展開Ⅰ (各グループで10分程度休憩)	
1月27日(火)		
9:25～13:50	演習：地域援助の具体的展開Ⅱ (昼休憩、適宜休憩あり)	武藤

# 重層的な相談支援体制

## <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

## <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

## <第1層>

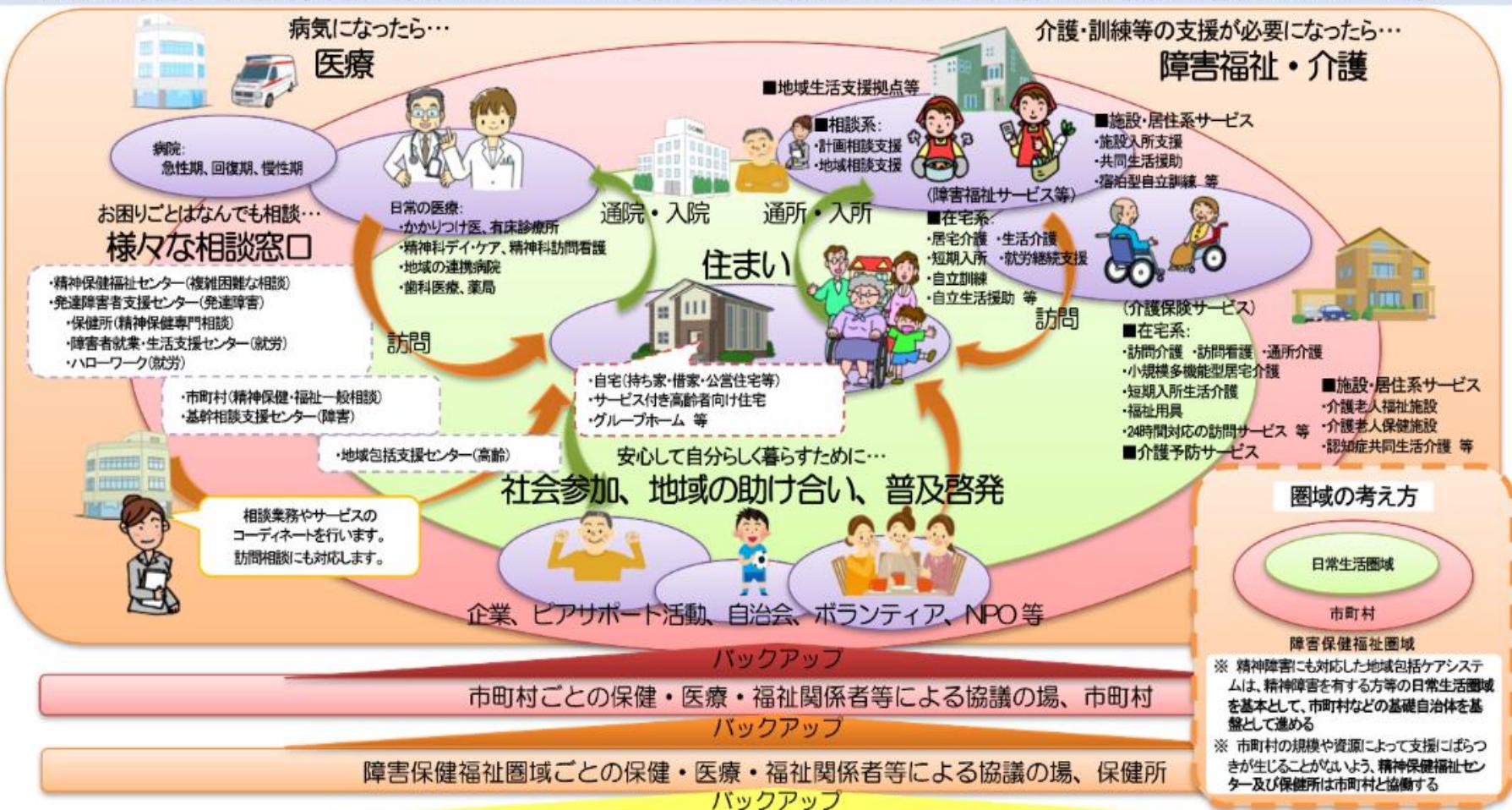
a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等  
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポートー、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

## 重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業（I～IIIの支援を一  
体的に実施）

### I 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

### II 参加支援 事業

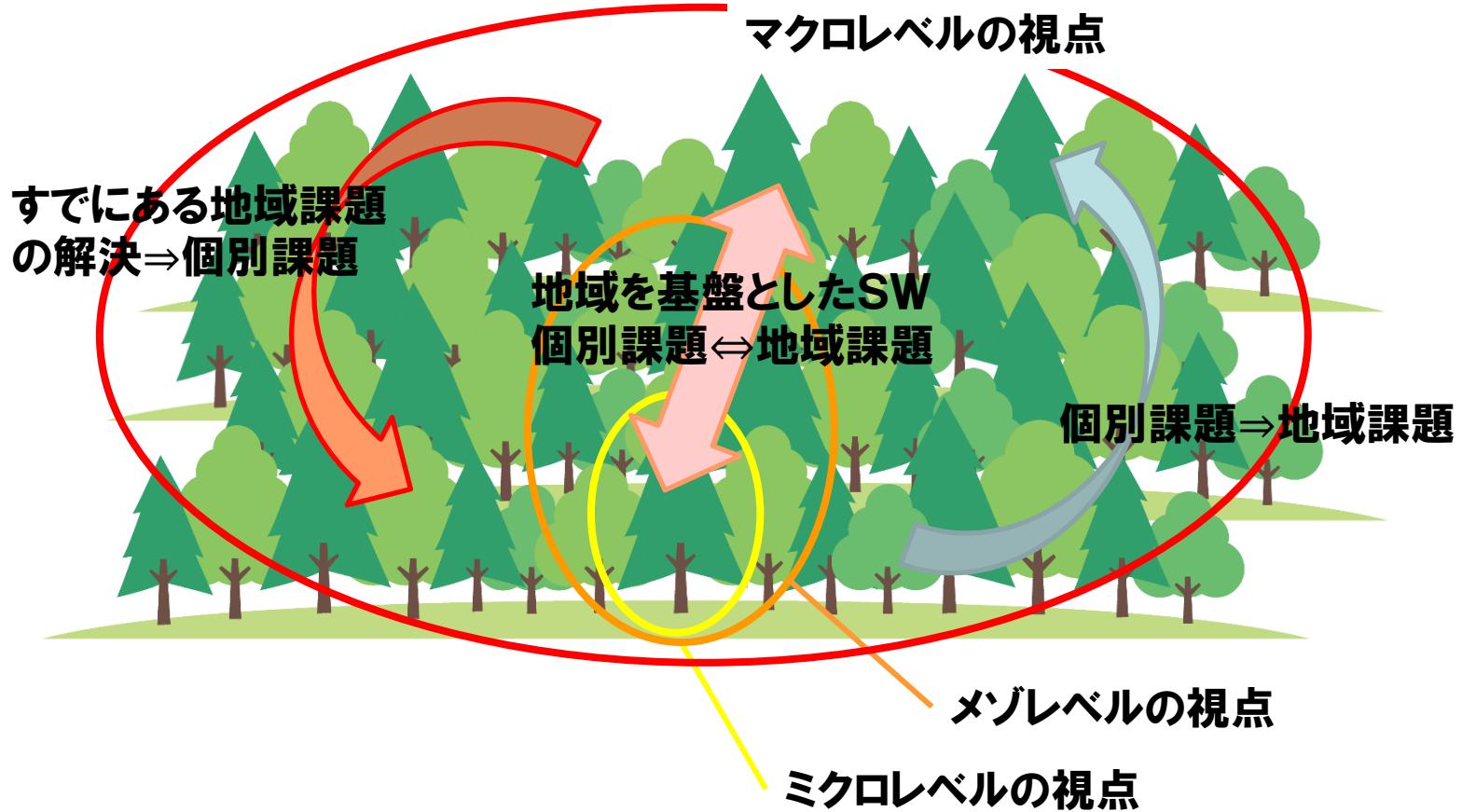
- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
- (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態はないが、子がひきこもりであるなど  
(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

### III 地域づくり 事業

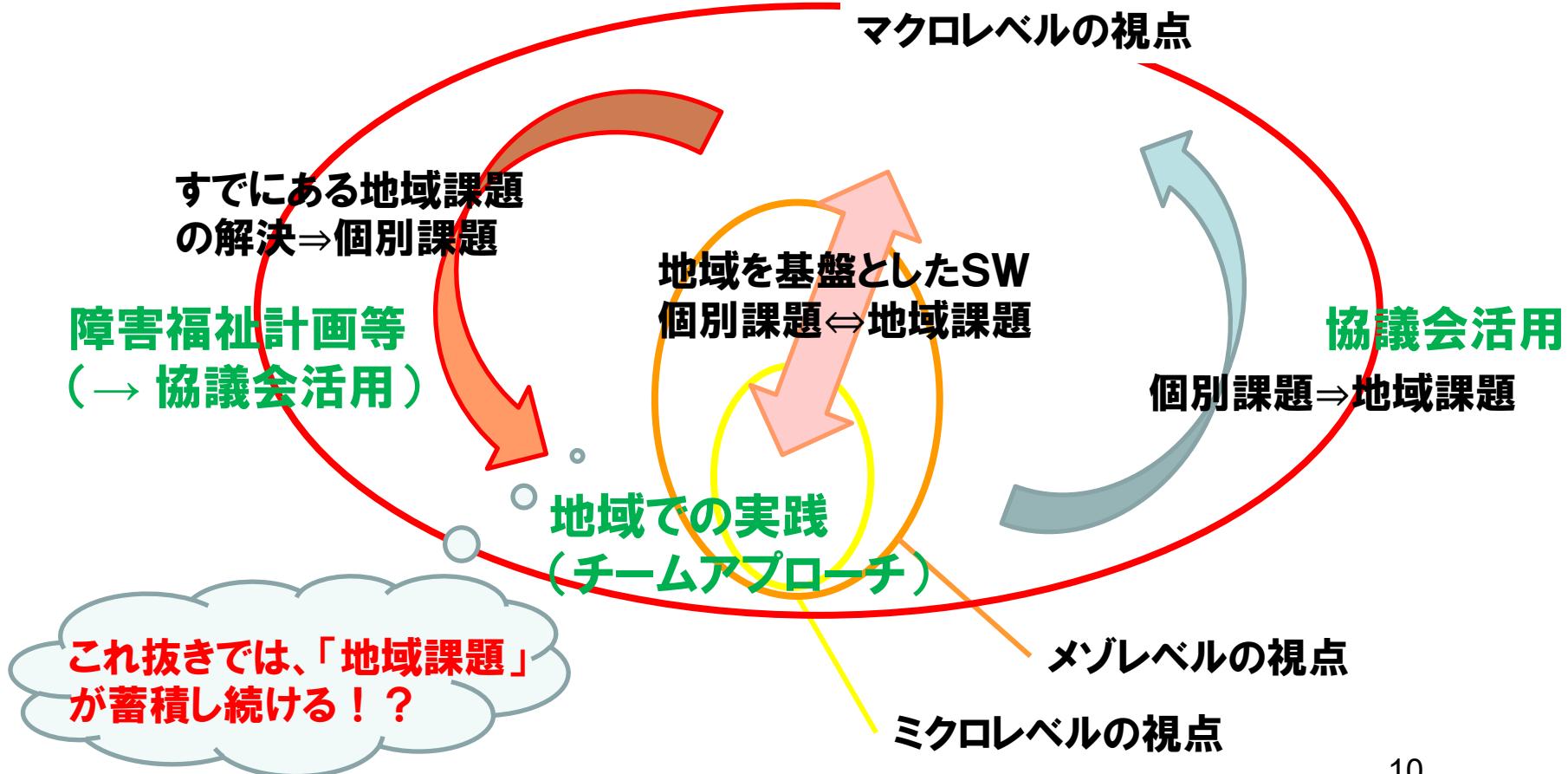
- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
  - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
  - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

# 地域福祉の視点の整理



# 地域福祉の視点の整理



# (自立支援)協議会と障害福祉計画

## (市町村障害福祉計画)

**法第八八条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

## (都道府県障害福祉計画)

**法第八九条** 都道府県は基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聞くよう努めなければならない。

# ソーシャルワークの援助技術

## □ 個人を対象

- ケースワーク

## □ 集団を対象

- グループワーク

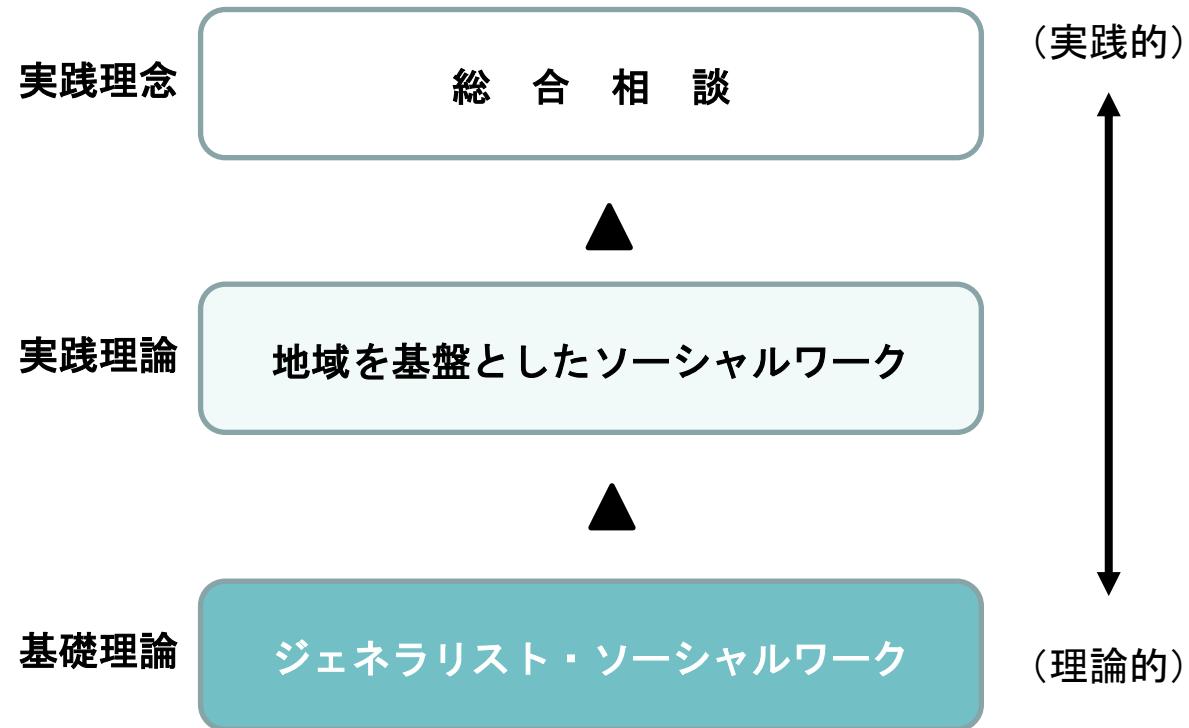
## □ 地域を対象

- コミュニティワーク

⇒ジェネラリスト・ソーシャルワーク

1990年以降に上記の3つの技術等を一体的かつ体系的に構造化される。

# 地域を基盤としたソーシャルワーク



出所: 岩間伸之(2011)「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能」『ソーシャルワーク研究』37(1)

氏名 :

## 地域変革のためのヒアリングシート

### 【1】利用者が参加・所属している地域組織または参加したがっている組織について

組織の名前は？	
どの程度の「参加」か？	
参加しやすい条件整備がなされているか？	
どういう条件が整えば、もっと参加しやすくなるか？	

<注>自治会・趣味グループ・学校・ファンクラブ・生涯学習グループ・

各種（連続）講座・ボランティアグループ

### 【2】利用者の交友相手（友達）について

どんな関係の人	
利用者の資源になりうるか	

# 地域変革のためのヒアリングシート

## 本人とともに資源探しを行う

### 地域の関わり

- 【1】本人が参加・所属している地域組織または参加したがっている組織について
- 【2】本人の交友相手〈友達〉について
- 【3】本人が所属している当事者組織について
- 【4】本人に(福祉的に)関わっている人や組織・企業〈商店〉・隣人について
- 【5】本人が見込んでいる相手〈相談に乗ってくれたり、困った時助けてくれる人〉行きつけの商店・診療所の医師・隣人について

## 頼りになる資源

- 【6】本人の親族で、利用者が頼みにしている相手について
- 【7】本人の〈これから戻る〉近隣は、利用者にとっていい近隣か。
- 【8】本人の周囲で、活用できそうな福祉資源はあるか。
- 【9】本人にとって「隠れた資源」となっているもの〈利用者を元気にさせているもの〉について

## 本人のパワー

- 【10】本人は地域に対して、どんな資源性を有しているか。
- 【11】本人にとっての資源同士のネットワークの状況はどうか。
- 【12】本人の自宅〈居住場所〉は、
- 【13】本人のセルフケアマネジメント能力〈自分の状態を正確に把握・ハンディの中身も客観的に把握・その克服策の工夫・必要な資源を発掘・活用する資質等〉の評価をしてみよう。

# 地域援助の具体的展開Ⅰ

【演習の流れ】 15:20～17:10

1. 各グループ(6名程度)

→さらに2つに分かれる

2. 事前課題1の共有とコメント <70分>

(1) テーマ①～③について発表

(2) 質疑応答とコメント

基本イメージ

発表10分

質疑応答・コメント10分

×3名

3. 各地域の取組等で参考になったこと、「我がまち」に活かしたいこと、主任相談支援専門員の役割(どのように関わるか)、を整理する <10分>

4. 6人のグループに戻って共有する <20分>

5. 全体でのまとめ<10分>

グループごとに  
10分程度休憩

# 地域援助の具体的展開Ⅰ ワークシート

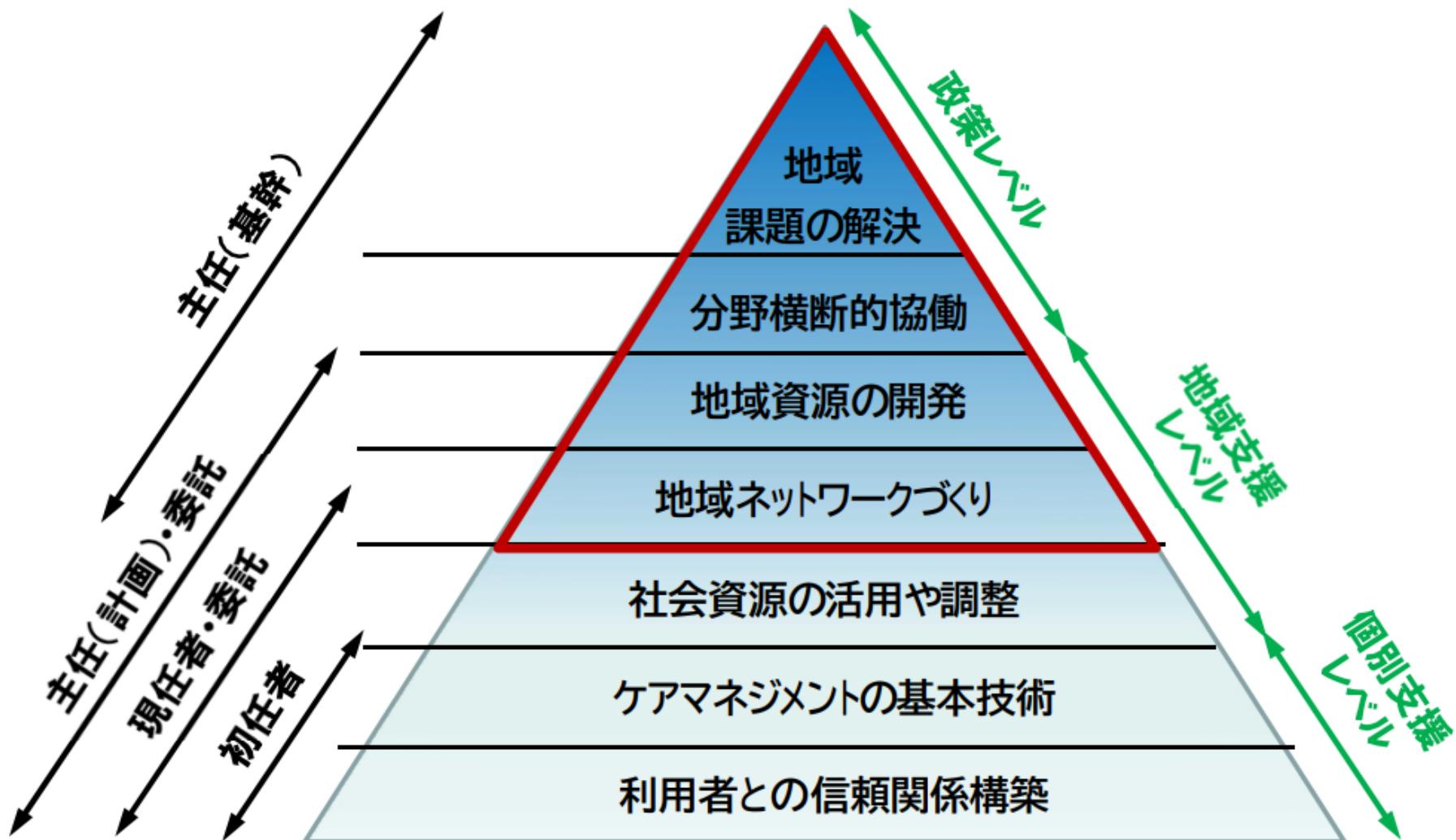
共有メモ	参考になったこと、 活かしたいこと
事前課題①について	
事前課題②について	
事前課題③について	
主任相談支援専門員の役割	

# 地域援助の具体的展開Ⅱ

【演習の流れ】9:25～13:50 \*昼休憩、適宜休憩あり

1. 演習の説明 <15分> 9:25～9:40
2. 事前課題2の共有 <50分> 9:40～10:30 (6人G/1人8分)  
\*ワークシートへの事例の落とし込み・普遍化の検討含む
3. グループで扱う地域課題を選定する <15分> 10:30～10:45  
\*選定プロセスでは相談支援のレベルや先の展開なども意識する
4. 課題解決に向けた展開 <65分> 10:45～11:50 ※適宜休憩10分程度  
\*地域デザインーどこと?誰と?何を?どんな方向に取り組む?  
\*協議会の運営・活用ーどう工夫する?  
\*話し合いのプロセスに主任の視点は発揮されているか?  
「個と地域の一体的援助」「多職種協働」「人材育成」  
— 昼休憩(11:50～12:50) —
5. 「具体的展開Ⅱ」から実践へのつなぎ <40分> 12:55～13:35  
\*主任相談支援専門員として「わがまち」で取り組みたいこと  
(10分個人ワーク/30分共有)  
\*まとめ(研修の振り返り含む)<15分> 13:35～13:50

## 2-(1)-① 相談支援のレベルと地域づくり



## 主任相談支援専門員が地域づくりを行うための手法及び技術

- 【1】**コミュニティ・ソーシャルワーク**と呼ばれる実践概念に基づいて個別支援から参加支援そして地域づくりへと展開する地域援助技術
- 【2】どんな人、どんな状況であっても見放さない、いわゆる包括的相談支援体制の構築
- 【3】専門職・地域住民等を含めた連携・連帯により、住民が主体的に地域課題にかかわる地域の文化醸成

個と地域を一体的に支援する

## コミュニティソーシャルワーク

『地域において個別支援と地域組織化を統合化させる実践である。地域自立生活上サービスを必要としている人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供しつつ、その人に必要なソーシャルサポート・ネットワークづくりを行い、かつその人が抱える生活問題が同じように起きないよう福祉コミュニティづくりとを統合的に展開する、地域を基盤としたソーシャルワーク実践である。』

# 地域援助の具体的展開Ⅱワークシート

【グループで選定した地域課題】

【地域デザイン(どこ？誰？何？方向性)】

【協議会運営・活用工夫】

【主任相談支援専門員として「わがまち」で取り組みたいこと】